

## 鳥取県告示第588号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定登録機関から住所及び二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第3項の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定登録機関の名称  
社団法人鳥取県建築士会
- 2 変更した事項  
指定登録機関の住所及び二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地  
（変更前）鳥取市田園町三丁目375  
（変更後）鳥取市商栄町195
- 3 変更年月日  
平成23年10月21日